

帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

#### 第 5 章 災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、帯広市  
災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第17条の前に次の章名を付する。

#### 第 6 章 補則

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議を行う附属機関として、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするものである。